

配 分 基 準 表

1 成果目標ポイント

成果目標として設定した項目について、設定した目標に応じて加点するものとする。

(1) 経営面積の拡大

成果目標に経営面積の拡大を設定している者にあつては、ア及びイにより加点するものとする。

ア 経営面積の拡大面積

施設園芸作	現状以上	15a 以上	18a 以上	21a 以上	24a 以上	27a 以上	30a 以上
果樹作	現状以上	25a 以上	30a 以上	35a 以上	40a 以上	45a 以上	50a 以上
土地利用型	現状以上	75a 以上	100a 以上	125a 以上	150a 以上	175a 以上	200a 以上
上記以外	現状以上	25a 以上	30a 以上	35a 以上	40a 以上	45a 以上	50a 以上
点数	6 点	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

イ 経営面積の拡大率

	現状以上	30%以上	33%以上	36%以上	40%以上	45%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(2) 付加価値額の拡大

成果目標に付加価値額の拡大を設定している者にあつては、ア及びイにより加点するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、ア及びイの合計点数が20点未満の場合は採択しないものとする。

ア 付加価値額の拡大率

	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上	30%以上	35%以上
点数	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

イ 付加価値額の拡大額

	現状以上	15万円以上	25万円以上	75万円以上	125万円以上	175万円以上	250万円以上
--	------	--------	--------	--------	---------	---------	---------

点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点
----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(3) 労働生産性の向上

成果目標に労働生産性の向上を設定している者にあつては、(ア)及び(イ)により加点するものとする。

ただし、以下のア及びイの要件をいずれも満たす場合は、(ア)について20点を適用するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、(ア)及び(イ)の合計点数が20点未満又は(イ)における付加価値額が現状未満の場合は、採択しないものとする。

ア 交付対象者が、農業の生産性の向上等を図るスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)に基づき、生産方式の革新実施計画(同法第7条第1項に定める生産方式革新実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けていること。

イ 本事業により導入等を予定している全ての機械・施設が、当該計画のスマート農業技術(計画の別記様式第2号4(4)Bの欄)又は新たな生産の方式(計画の別記様式第2号4(4)Cの欄)と一致すること。

(ア) 労働生産性の向上

	3%以上	5%以上	7%以上	9%以上	11%以上	13%以上 又はア及びイの要件をいずれも満たす者
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(イ) 付加価値額の拡大額

	現状以上	15万円以上	25万円以上	75万円以上	125万円以上	175万円以上	250万円以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

成果目標ポイント

取組項目	目標水準		点数
ア	現状	目標	
イ	現状	目標	